

## 第 383 回東京地方最低賃金審議会議事録

笹島会長 定刻になりましたので、ただ今から第 383 回東京地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。初めに、委員の出欠状況につきまして事務局から報告してください。

課長補佐 委員の出欠状況ですが、本日、公益委員の岩本委員、それから使側委員の石川委員、井上委員、堀内委員からご欠席との連絡をいただいております。委員定数 18 名のうち 14 名がご出席になっております。現時点におきまして最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数である全委員の 3 分の 2、12 名以上、または各側委員の各 3 分の 1 以上を満たしておりますことをご報告いたします。

笹島会長 どうもありがとうございます。では、本日の議事録の署名は私と、労側委員は三枚堂委員、お願いいたします。それから使側委員は坂本委員にお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております議事次第に従い、順次進めてまいります。

まず、議事 (1) の「平成 27 年度地域別最低賃金額改定の目安について」ですが、事務局からご説明お願いいたします。

賃金課長 それでは、お配りをしております資料に基づきましてご説明をさせていただきます。資料 1 でございます。まず平成 27 年 7 月 30 日、今日の日付でございますが、中央最低賃金審議会、仁田会長から厚生労働大臣あて、今日の午前中に答申をされた、今年度、平成 27 年度の地域別最低賃金額の改定の目安についての答申でございます。

まず、答申の内容をその記に、1 から 5 までございますが、本年 7 月 1 日に改正諮問いたしまして、その内容について本日 7 月 30 日付で答申をするというものでございます。

読み上げの形になりますが、まず 1 番でございます。27 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかったということでございます。

2 につきましては、地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解および中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を、地方最低賃金審議会に提示するものとするとしております。

そして 3 番目でございますが、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示

されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものであると。

そして 4 としまして、政府において「経済財政運営と改革の基本方針 2015」および『日本再興戦略』改訂 2015」に掲げられた、好循環を生み出す経済運営のためにも、中小企業・小規模事業者の生産性向上をはじめとする中小企業・小規模事業者に対する支援等に引き続き取り組むことを強く要望すると。

そして 5 番としては、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって、当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、発注時における特段の配慮を要望するとされています。

そして 1 枚めくっていただきますと、今年度の目安でございます。その表でございますが、A ランクから D ランクまでございまして、東京は A ランクでございますので、今年度の引き上げ額の目安は 19 円とされてございます。以下、B ランクが 18 円、C ランク 16 円、D ランクが同じく 16 円ということでございます。

そして、ページで 4 ページのほう、小委員会報告についてご説明をさせていただきます。こちらに小委員会における労使各側の意見、掲載がございますので、そこを読み上げたいと思います。

まず、2 として労働者側見解でございます。労働者側委員は、春季労使交渉で賃上げが妥結した労働組合員である組織労働者は 4 月から賃上げが実施されたものの、団体交渉の機会がない未組織労働者、特に最低賃金近傍で働く労働者は、ワーキングプアと呼ばれる水準にとどまっていること等から、将来への不安を払拭し安心感を醸成できるよう、暮らしの底上げに直結する最低賃金の大幅な引上げが必要であると主張した。また、審議にあたっては、経済的に自立し、人たるに値する生活を営むことのできる最低賃金の適正な水準を念頭に置いて議論していくべきであり、賃金改定状況調査第 4 表に基づく引上げ幅のみの議論に終始すべきではないと主張した。

現在の最低賃金の水準は、こうした観点からすれば不十分と言わざるを得ない。したがって、平成 26 年平均の消費者物価指数、持ち家の帰属家賃を除く総合の 3.3%に加え、組織労働者の賃上げ結果を上回る引上げが必要であると主張した。また、この物価上昇は各ランクに共通の事象であること等をふまえた審議が必要である。また、ランク間の水準の差も拡大してきており、経済実態に応じて全国的な整合性を確保できるような目安とすべきであると主張した。さらに、雇用戦略対話合意の、全国で最低で

も 800 円という目標到達へ向け、また地域活性化という観点からも、早期に 800 円到達への道筋を示す目安額とすべきであるということでございます。

続いて 3 番、使用者側見解でございます。使用者側委員は、企業の経営環境は安倍政権の経済政策によって総じて改善してきているが、中小企業・小規模事業者では、円安による原材料価格の高騰や電力料金の増大などによるコスト増や、人手不足による人件費の増大への対応に苦慮していることに加えて、取引先企業の海外進出による受注の減少、地域における人口減少などのマイナス要因もあり、景況感に大きな改善が見られるまでには至っていないこと、ギリシャの財政危機や中国の金融市場の混乱など、日本の実態経済の先行きについても不透明感が強まっていることを主張した。その上で、このような現状を踏まえると、中小企業・小規模事業者の活力を削ぐような事態を招くことになれば、地域の雇用経済に深刻な悪影響を与えることになると主張した。

また、過去 5 年間にわたって、生活保護との乖離解消や、生産性に関係なく引上げを最優先する審議が続いたことにより、中小企業の支払い能力を超えた大幅かつ急激な引上げが続いてきた結果、影響率も上昇し、最低賃金の引上げが企業経営に与えるインパクトが従来以上に高まっていると主張した。

さらに、賃金水準の引上げは生産性向上に裏付けられた付加価値の増加を伴うものでなければならず、中小企業や小規模事業者にとって、ベアに相当する最低賃金の引上げは、生産性向上とセットで考えるべきである。したがって、中小企業・小規模事業者に対する生産性向上のための政府の支援策の成果が、生産性の上昇という明確な形で認められることが大変重要であり、十分な生産性の上昇が確認できないまま最低賃金の大幅な引上げだけが求められることになれば、引上げの具体的な根拠が説明できない目安を地方最低賃金審議会に示すことになる。そうなれば地方での審議において大きな混乱を招くことになり、ひいては目安そのものに対する信頼が失われることになりかねないと主張した。

その上で今年度のランク別の目安について、法の原則である、地域における労働者の生計費、賃金および通常の事業の支払能力の 3 要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果の、特に第 4 表のデータを重視した審議を行うとともに、最低賃金の張り付き状況などを踏まえたランクごとの実態を反映した目安とすべきである。また、物価の上昇分を最低賃金の引上げで充当することについては、これまで物価が下落する中で企業自らが生産性の向上に努め、経済の回復に先行して最低賃金の引上げに協力

してきたこと、最近ようやく一部で経済状況が追いついてきたとはいえ、中小企業の生産性の向上が未だに確認できていないということを踏まえ、慎重に検討すべきであると主張したということでございます。

4として、意見の不一致でございます。本委員会としてはこれらの意見を踏まえ、目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかったということでございます。

続いて次のページでございますが、公益委員としては、今年度の目安審議については、平成23年2月10日に中央最低賃金審議会において了承された中央最低賃金審議会の目安制度のあり方に関する全員協議会報告4の(2)で合意された今後の目安審議のあり方を踏まえ、加えて「経済財政運営と改革の基本方針2015」それから『日本再興戦略』改訂2015に特段の配慮をし、諸般の事情を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものであるということでございます。目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとしたということございまして、先ほどの内容になります。

一番最後の7ページでございますが、こちらは生活保護との乖離を示したものでございます。生活保護のデータは平成25年、最低賃金のデータは26年を使用しております。東京で申し上げますと、25年の実績では生活保護基準を最低賃金が時間当たり5円上回っております。昨年度、26年に19円に引き上げをいただいておりますので、19円足す5で、現時点では平成25年の生活保護のデータと比べて24円、時間当たりで上回っているというデータになってございます。以上が目安の内容でございます。

笹島会長

どうもありがとうございました。この答申は、今日ご入手されたのですか、昨日ですか。

賃金課長

目安の小委員会の報告は昨日で、答申は今日の昼ごろです。

笹島会長

そうですか。事務局も入手したばかりですので、十分にまだ消化していないこととは思いますけれども、何かこの目安に関しまして、ご質問等ございましたらご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

では、私のほうからいくつか。皆さん十分ご承知のように、地域別最低賃金額の原則が最賃法の第9条に定められていて、地域別最低賃金は地域における労働者の生計費および賃金ならびに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定められなければならない、こういうふうが大原則が法律に書かれていて、今回の目安との関係をちょっと考えたいと思うのですけ

れども、目安はあくまでも地域別最低賃金の改正の一つのガイドラインということで、あくまでも法律を念頭にこの小委員会報告ができていろうろうというふうに思うのです。

それで、この公益委員見解のところ、6 ページの公益委員見解では、2 行目から 6 行目まで、要するに中賃の目安制度のあり方に関する全員協議会報告うんぬんから、何々を総合的に勘案し見解を取りまとめたところ、こう書いてあるわけですが、私、小委員会報告のこの部分は、法律で言う労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を踏まえたというか、この内容は踏まえているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

事務局は昨日今日入手されたばかりで十分ご消化されていないと思いますけれども、もしおわかりであればという程度でございまして、十分な回答を求めているわけではございません。ただ、素直に法律とこの目安との関係を考えてみると、あくまでも大原則は生計費、地域の賃金、それから支払能力の 3 つが大原則であって、それを今日的な目で見ると、公益委員見解のこの部分が反映しているのだというふうに理解しないとどうも法律との整合性がとれないものですから、十分この法律の 3 要件をふまえたものがこの部分だということなのでしょうね。

賃金課長

はい。答申にあたりましては、あくまでも法に定める 3 原則、これに基づいて審議をお願いするというところでございまして、それ以外の要素につきましては、その時々々の事情ということで勘案をいただくという整理になってございますので、基本はあくまでもこの 3 原則に基づいた目安の提示ということで理解をしております。

笹島会長

ありがとうございます。ほかに、皆さまのほうから何かご質問、ご意見なり、ございますでしょうか。

では、もう一点私のほうから。先ほど課長のほうからご説明いただいたことなのですが、ちょっと再確認させていただきたいのですが、東京の現在の生活扶助基準、これはいつのデータでしたか。最新のデータは平成 25 年度ですか。

賃金課長

はい。

笹島会長

平成 25 年度の生活保護基準でいくと、金額は時間当たり幾らになるのでしたか。

賃金課長

すみません、具体的な金額のほうは今持ち合わせていないのですが、先ほど申し上げたとおり、25 年の時点では、生活保護基準の実績と最低賃金では 5 円、最低賃金のほうが時間額で上回っていると。

笹島会長

5 円上回っている。

賃金課長

はい。それで、生活保護基準につきましては、住宅扶助について実績で

出しているものですから、どうしても 2 年前の数字で比較することになります。したがって、最低賃金は 5 円上回って、かつ去年、先ほど申し上げましたように 19 円引き上げをいただいておりますので、年の時間的な差はございますが、現時点では時間当たり 24 円上回っているという計算でございます。

笹島会長

864 円のようなですね。要するに平成 25 年度の生活保護基準で計算すると、平成 25 年度 864 円であれば生活保護基準と最賃とが一致、いや、平成 25 年度最賃が 864 円であれば、生活保護基準を満たしているということになると思うのですね。ただ今のお話で引き算して求めました。ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

岩田委員

一点いいですか。この目安に関する公益委員見解のところ、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところであるというところで、前のほうにページが書いてあって、とりわけ平成 26 年において消費者物価が上昇していること、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率が低下していること、影響率が高まる傾向にあること等、これが特に重視された諸般の事情なのだと思うのですけれども、ちなみにこれ、昨年はどうなっていたかわかりますか。

賃金課長

昨年はその部分の記載はございません。

労働基準部長

もしあれでしたら、あとで前年の公益委員見解と、その取り扱いについてお配りをさせていただきます。

岩田委員

はい。

森会長代理

最低賃金決定要覧の 172 ページにあります。

局長

岩田先生のご質問は、今日の資料でいくと、2 ページのほうの部分のことでしょうか。

岩田委員

はい、2 ページの。

局長

6 ページの、その特段のという、諸般の事情というのは、今回、公益委員見解の一番最初のページの 2 のところ、このいろいろ書いてあるところが去年どうだったかということによろしいでしょうか。

岩田委員

はい、そういう趣旨です。

労働基準部長

そうしますと、すみません、170 ページのほうを見ていただければと思うのですが、170 ページの 2 の (1) のところの下から 4 行目ぐらいのところでしょうか。

局長

少し言い方が変わっているということですね。昨年度のような東日本大震災ということが書いていないとか、逆に。

笹島会長

物価上昇も昨年は書いていないですね。

岩田委員よろしいですか。まだはっきりしませんか。もやもやとしていますか。

岩田委員

いえ、参照箇所はわかりまして、去年諸般の事情として取り上げたのと、今年取り上げた例がけっこう違って、中央の目安委員会の公益委員のほうで注目されている事情というのが具体的に変わってきているんだなということがわかりました。去年なかったもので言えば、ご指摘ありましたけれども、平成 26 年における消費者物価の上昇とか、あとは地域別最賃の最高額に対する最低額の比率の低下、これ、格差の拡大ということですよ。それからまた、影響率が高まる傾向にあるということを挙げられているので、このあたりの事情を参考にされているということがわかりました。

笹島会長

よろしいですか。

岩田委員

はい、ありがとうございます。

笹島会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

特段なければ、目安に関する事務局からのご報告はこの程度にさせていただきますと思います。今後、専門部会におきまして、この目安に基づき金額審議をお願いいたしたいと思います。

それでは、議事(2)の「最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく意見について」に進みたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

賃金課長

意見につきましては平成 27 年 7 月 1 日付けで意見聴取の公示を行ったところでございます。これに対しましては 5 件の意見書の提出をいただいております。本日お配りをしております資料 2 といたしまして、9 ページ以降でございますが、いただいた意見書をお配りをしてございます。意見書要旨につきましては、補佐よりご説明をさせていただきます。

課長補佐

意見書の内容につきましては、ただ今課長が説明いたしました資料 2 をご覧いただくようお願いいたします。

最初に、家内労働者組合総連合東京靴工組合の意見書につきまして、その要旨をご説明します。大きく分けて 5 つの意見がございます。東京地方最低賃金審議会で審議される最低賃金額について大幅に引き上げ、当面、時間額 1,000 円以上とすること、このことは家内労働者の最低工賃の決定に大きな影響を与えるという意見があり、現下の経済状況下では賃金の引き上げによる経済の好循環を実現することは喫緊の課題であって、閣議決定された骨太方針や成長戦略にも明記されていることなどをその理由としています。

また、現下の貧困と格差問題が引き続き社会問題化している中で、今年度の最低賃金審議にあたりましては、労働者の生計費をふまえ、適正に算

定された生活保護水準を大幅に上回る改定を求めるといった内容が記載されております。

審議会運営に関しましては、特定の系統から独占的な労働者代表委員の選任の是正を図り、当面、東京春闘共闘会議からの推薦者による意見陳述の場を保証すべきであるという意見が記載されております。また 5 項目めといたしましては、大幅な最低賃金引上げに合わせて、中小企業支援策の拡充について政府に強く要望するようにすることがその内容となっております。

2 番目としまして、渋谷区労働組合総連合の意見です。4 つに要約して説明しますと、非正規労働者が 1979 万人に及び、年収 200 万円以下の者が 1069 万人存在する中で、東京都最低賃金時間額 888 円で就労しても 1 カ月の収入は 13 万円程度に過ぎない、早期に時間額 1,500 円を目指すという内容の記載がありまして、審議会運営に関し、特定の系統から独占的な労働者代表委員の選任の是正を図り、当面、東京春闘共闘会議からの推薦者による意見陳述の場を保証すべきであることという項目が記載されております。

それから、特定最低賃金、産業別最低賃金の引上げを求めると、また、最後 4 項目めとしては、全国一律最低賃金制、中小企業支援策の拡充について、政府に強く要望するようにすることという内容がございます。

3 番目の意見書、平成 27 年 7 月 15 日付け、公立大学法人首都大学東京労働組合の意見書についてですけれども、その内容は、6 月 30 日に閣議決定された骨太方針および成長戦略にて言及されました最低賃金の引上げ方針に沿って、経済の好循環実現のために、広範な非正規労働者の生活に影響を持つ東京都最低賃金を時間額 1,000 円以上とすること、それから、政労使が合意した雇用戦略対話の目標である全国最賃 800 円の確保と全国平均 1,000 円の実現のため、今後遅くとも 2 年間で時給 1,000 円以上を実現すること、審議に当たり東京春闘共闘会議からの推薦による意見陳述の場を保障すること、全国一律最低賃金制の実現を国に強く要望するようにすることがその内容となっております。

続いて 4 つ目、7 月 16 日付けの全日本金属情報機器労働組合東京地方本部の意見ですけれども、増税および物価高騰により、実質賃金低下と消費の冷え込みが生じている中、近年最大の春闘賃上げが決定されたが、全労働者の 4 割に及ぶ非正規の労働者には賃上げが及んでいない、最賃の改定が唯一の押し上げ要因となるだろうということが記載されておまして、消費増税と物価高騰による生活悪化の実態を重く受け止めるべきであり、直ちに 1,000 円以上の実現を求めると、こういう内容となっております。

るかと思ひます。

最後に、平成 27 年 7 月 16 日付け、東京春闘共闘会議の意見です。昨年の、政府による雇用調整助成金および労働移動支援助成金の制度変更に伴いリストラが進展している、失業を余儀なくされた者は、やむなく低賃金な非正規労働に従事せざるを得ない状況が発生している、こうした非正規の促進による不安定雇用と低賃金化が、経済の成長を押しとどめ、阻害している要因であることは明らかであるという状況の分析をふまえ、こうした流れは貧困世帯を増加させ、子供の貧困の増加として社会問題化しており、今や国としての課題であることということ、先の中央最低賃金審議会の諮問時には、骨太方針および成長戦略に沿った最低賃金の引上げに言及されていることなどが理由として記載されておりまして、労使交渉の場を持たない、非正規をはじめとする労働者にとって、賃金決定の制度としての最低賃金審議の重要性を認識した上で時給 1,000 円以上の答申を行うよう強く求めるということの記載がございます。最後に、審議会の場で東京春闘共闘会議からの推薦者による意見陳述の場を保証するよう求めるという内容などが記載されております。

改めまして 5 つの意見を要約しますと、金額に関しましては 1,000 円～1,500 円以上の幅があり、1,000 円とするものが 4 件、1,500 円とするものが 1 件で、4 件のうち 1 件はどうしても困難なら 2 年間で 1,000 円、また、1,500 円のほうは早期にというような記載がされているのと、全国平均 1,000 円を実現するため、東京は 1,200 円を実現するというような記載などもありまして、幅としましては 1,000 円～1,500 円という形になっております。また、併せまして特定最低賃金の引き上げについても言及したものがございます。

要望の背景としましては経済成長に密接につながるということで、政労使の異なる要求であるというようなことや、格差と貧困の問題が社会問題化していることに対する対応が必要であるという内容、それから、消費税の引き上げと諸物価の高騰で実質賃金が低下して生活が悪化しているということ、未組織の非正規労働者の賃金引き上げが進んでいないということを理由としておりまして、いろいろな部分、そう要約できるかと思ひます。

それから、審議会の運営につきましては、東京春闘共闘会議が推薦する候補者の意見陳述の場を設けるよう要求するものが増えております。

それから、国や日本政府への申すべき事項としましては、全国一律最低賃金制の実現と中小企業支援策の拡充などについて触れられている意見書になっているかと思ひます。以上です。

笹島会長  
賃金課長

ありがとうございました。

ただ今ご紹介をさせていただきました意見書につきましては、東京都最低賃金改正に関するご意見でございますので、7月22日に開催をいたしました第1回地域専門部会に資料として提出をさせていただいております。また、併せてその場で、対応につきましてもご検討いただいております。その内容につきまして、専門部会からご報告をいただければというふうに思います。

笹島会長  
森会長代理

それでは専門部会部会長、森先生、お願いしたいと思います。

それではご報告いたします。7月22日に開催されました第1回東京都最低賃金専門部会におきまして、東京地方最低賃金審議会あてに提出されました意見書について、労使それぞれの委員からご発言をいただきました。そして、当審議会に対応できる内容について慎重に検討をいたしました。その結果、時間額1,000円ないし1,500円以上への大幅な引き上げを行うこと等、東京都最低賃金に対する意見は、提出された意見書を通じて十分に伝わったので、この意見書の内容を念頭に置きつつ、運営規程に基づき今後の審議を進めていくという結論になりました。以上ご報告を申し上げます。

笹島会長  
賃金課長

ありがとうございました。意見書に関しまして事務局から何かございますか。

意見書とは別途でございますが、平成27年7月23日でございますが、日本共産党東京都議会議員団から、最低賃金の時間給1,000円以上への引上げを求める申し入れが、東京労働局長および東京地方最低賃金審議会の会長あてに提出をされておりますので、参考1としてお付け、お配りをしてございます。

また、同じく平成27年7月24日、東京春闘共闘会議より、内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長、東京地方最低賃金審議会会長、東京労働局長にあてた、全国一律最低賃金制度の確立と時間額1,000円以上の最低賃金実現を求める要請と題するものが、個人署名2,320筆とともに提出をいただいております。本日は中央にございますテーブルのほうにご披露させていただいております。これは前回、382回の本審におきましてご紹介をさせていただいた、東京春闘共闘会議からの要請のいわゆる追加でございます。累計の個人署名数は2万4,795筆となっております。

また、併せまして東京春闘共闘会議から、この際、「専門部会委員の不正任命への抗議 最低賃金時給1000円以上の実現を求める要請書」が、東京労働局長あて提出をされております。その内容の一部につきましては、

今期の最低賃金の決定に関する要請でございますので、併せて資料としてお示しをさせていただいております。

さらに、東京春闘共闘会議からは、さきに第 382 回の審議会でもお配りをしております、自治体キャラバンパートⅡ報告書、その冊子の提出もいただいております。部数の関係で各委員にご配布はさせていただいておりませんが、同じく中央のテーブルのほうに置かせていただいております。以上でございます。

笹島会長 ありがとうございます。ただ今、専門部会からの報告、それから参考資料につきましてご説明いただきましたけれども、その点につきまして労側・使側からご意見をお伺いいたしたいと思っております。

意見書等の取り扱いについて専門部会で判断された報告がありました。また、今日お示しいただいた参考資料もございますが、この点につきまして労側のほうから何かご意見ございますでしょうか。

尾野委員 特に。専門部会での結論でよろしいかというふうに思います。

笹島会長 はい。専門部会のほうでは意見書を念頭に置きつつ、慎重に審議するというご結論だったかというふうに思います。

使側のほうからはいかがでしょうか。

穂岐山委員 意見書の趣旨を十分承っておりますので、専門部会における慎重審議の結果について異議ございません。

笹島会長 ありがとうございます。それでは、労使双方のご意見は、基本的には専門部会報告のとおりでよいとのことでしたので、本審議会といたしましては専門部会の報告を尊重するというので、この意見書を取り扱っていきたいというふうに思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

笹島会長 ありがとうございます。ご異議なしということですので、そのようにさせていただきたいと思っております。

続きまして、議事の(3)「運営委員会及び検討委員会運営規程の改正について」に移りたいと思っております。

先日、7月1日の382回本審議会のあとに開催されました第1回運営委員会におきまして、東京地方最低賃金審議会内に設置される小委員会としての運営委員会および検討委員会の運営規程の一部改正が検討されました。これにつきまして、事務局からまずご報告をお願いいたします。

賃金課長 ご報告を申し上げます。お配りをしております資料の16ページ以降をご覧くださいませでしょうか。東京地方最低賃金審議会におきましては、

運営規程の第 3 条によりまして、特定の事案について審議を行うため、委員を指名して、運営委員会、検討委員会等を設けることができるというふうにされてございます。その構成は、本審の委員、公労使各側 3 名で構成、そして委員長は会長が務めるとされているところでございます。

このように、現規程では会長は必ず委員長として出席することとされておりますが、今般、公益委員におかれまして、広く運営委員会、検討委員会にご出席をいただき、情報の共有をいっそう緊密にしてはどうかというご意見を頂戴したところでございます。これを受けまして運営委員会におきまして、この資料 3 にございますように、現行は委員長の職務は会長が行うとするものを、公益を代表する委員の互選により選任された委員が、委員長を務めるというふうに改正をするということでご提案をさせていただきました。さきの運営委員会では、この内容についてご審議をいただいたところ、ご了解をいただいたというところでございます。

規程の改正につきましては、運営委員会、検討委員会ともに本審の議決に基づいて行うとされてございますので、本日この場でご提案を申し上げた次第でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

笹島会長

ありがとうございます。ただ今事務局からご説明がありましたように、この運営規程の改正につきましては、審議会の議決が必要となります。そこでお諮りをする次第であります。皆さまのご了解が得られた際には、本日、即日改正・発効といたしたく思います。

まず、この改正につきまして何かご意見等ございましたら、ご発言お願いいたしたいと思っております。いかがでしょうか。

この改正につきましては、ただ今事務局からもご説明ありましたように、公益委員のほうから提案させていただきました。公益委員側の考えといたしましては、現行規程は非常に弾力性に乏しい、非常に硬直的ではないかということで、もう少し弾力的な規程に改めたいと。新しい規程になったからといって、現在の規程も含む形での改正ですので、引き続き委員長には会長が就任するというのも十分あり得るわけでありますが、必ずしも会長でないことも今後はある得る、そういうような改正でございます。ということで、現在を否定するというよりは、現在の規程を緩やかにするといえますか、そのような改正でありますので、ぜひご理解いただけたらというふうに思います。

特段ご発言がなければ、ご賛同いただいたということでよろしいでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。それでは本件につきましてはご賛同いただいたということで、本日 7 月 30 日付けをもちまして、改

正・発効をさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

なお、さきの運営委員会におきまして、両委員会の運営規程改正にあたっては、審議の継続性、重要性に配慮した委員の配置に十分留意する旨の確認がなされておりますことを、併せて申し添えたいと思います。

それでは、最後の議事（４）「その他」に進みたいと思います。何か予定の議題以外に審議すべき事項はございますでしょうか。

賃金課長

はい。本日お配りをしております資料 22 ページ以降、今年度の賃金実態調査、それから改定調査の結果について、簡単にご報告、ご説明をさせていただきますたいと思います。

まず 22 ページでございますが、こちらは毎年実施をしております最低賃金に関する基礎調査の結果でございます。23 ページに横の表がございますのでこちらに基づいてご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、東京都内、非製造業については 30 人未満、製造業について 100 人未満、これらをまとめて調査をしたものを復元したものでございます。一番左が、1 円刻みになってございますが、それぞれ金額、それから、そこで賃金の支払いを受ける労働者、それから右が規模別、そして地域別、年齢別という構成でございます。

具体的に申し上げますと、現在、東京都の最低賃金は 888 円でございます。888 の横をご覧くださいますと 5 万 5,692 という数字がございます。これは 888 円以下、888 円を含むそれ以下の支払いを受けている労働者の方の人数でございます。累計でございます。したがって、その 1 つ上の 887、ここが 3 万 6,376 でございますので、この 5 万 5,692 との差、1 万 9,316 という数字になりますが、ここが 888 円の支払いを受けている方ということになります。そして、その中の括弧書きでございますが、これも累計で示しております全体に占める割合でございます。現行 888 円、すなわち 887 円の支払いを受けている方は、現在、最低賃金未満ということになりますので、この未満ということで申し上げますと、そこに (1.4) とございますが、今年度の調査では全労働者の中の 1.4% が最低賃金未満の支払いを受けているということでございます。

その右に行って、規模別でございます。1～9 人が 1.7%、10～29 人の規模で 0.9%、30～99 人の規模では 2.7% ということでございます。さらにその右側をずっと追っていただきますと年齢別ということで、20～54 歳のところが非常に、ちょっと大きな括りになってございますが、あとは 55 歳以上、60 歳以上、65 歳以上という形の内容で分けているものでございます。これがいわゆる全労働者、パートそれからフルタイムの労働者

を含めたものがこの数字でございます。

続いて、ページで申し上げますと 26 ページをご覧をいただきたいと思っております。こちらは同じ調査でございますが、パートタイム労働者に限ったものでございます。同じく 888 円が最低賃金、現行の賃金でございますので、887 のところの数字を見ていただくと合計では (1.1) とございます。現在、パートタイマーの方については全労働者の 1.1%、今回の調査では最低賃金未満の支払いを受けているということでございます。同じく右側に規模、1~9 人、10~29 人、30~99 人という数字で、右側は年齢でございます。

なお、今回の調査で申し上げますと、先ほどの表と今回のパートタイムの方、復元した数字で出しますとパート比率は 33.2%という数字でございます。昨年と同じ調査では 34.6%ということでございますので、おおむね 3 分の 1 の方がパートタイム労働者になるという数字でございます。

続いて、以下 29 ページでございますが、こちらは男女別、それから同じく年齢階層別に分けたものでございます。同じように一番左側が金額、1 円刻みでございます。そして、数字は全て上からの累計で示しているものということになります。あと、以下お付けをしておりますのは、それぞれパートタイムに限ったものですか、男女別という形で表にしているものでございます。

そして 35 ページ、すみません、飛びますがご覧いただけますでしょうか。こちらは先ほどの表を一部グラフ化したものでございます。全体を 1 円刻みにして賃金の分布状況を示したものでございます。900 円のところの一つ高い山があり、さらに 941 円以上、一番右でございますが、そこにも高い山があり、さらに 890 円、ここにも一つ高い集まり、山がございます。併せて、次の 36 ページでございますが、こちらはパートタイマーの方に限ってグラフ化した賃金分布状況でございます。ご覧のとおり 900 円のところの一つの山、それから同じく 890、ここに一つの山ということでございます。そして、以下 37 ページ以降のところでございますが、こちらは刻み幅を 10 円にしたもの、少しスパンを広くとったというものでございます。

以上ご説明申し上げましたのが、私ども東京労働局による、実態調査した今年度の結果でございます。

続きまして 39 ページ以降、賃金の改定状況調査についてご説明をさせていただきます。こちらは、全国規模で中賃の目安にも使用する調査ということでございます。先ほどの改定調査、基礎調査との違いは、先ほどご説明した調査は今年の 6 月の賃金を調査したもので、それに対しましてこ

れからご説明する改定調査は、事業所に対して去年幾ら払っていましたが、今年幾ら払いましたかということで、去年と今年の6月の賃金の2つを調査しているというものでございます。

40ページの第1表についてご説明をいたします。これは賃金の改定状況で示したものでございます。一番左がランクで、東京はAランクでございますので、Aランクでご説明をいたします。左上、産業計でございますが、引き上げを1～6月に実施した事業所が全体の43%、逆に引き下げを実施した事業所が0.7%、賃金改定しなかった事業所が44%、7月以降に実施する予定というのが12.2%。これがまず改定の実施状況でございます。右側は業種別に見た数字でございます。

続いて41ページの第2表でございます。先ほど賃金の引き上げをした事業所が全体の43%というふうに申し上げましたが、この43%について実際に何パーセント引き上げたか、これをまとめたものが一番左側の賃金引き上げ事業所でございます。Aランクは、産業計では2.9%という数字でございます。そして表の真ん中、先ほどの第1表では賃金引き下げをした事業所が0.7%でございましたが、この0.7%の事業所の中で実際にどれだけ引き下げたかというのがこの真ん中の部分でございます。したがって、引き下げですからマイナスが頭についてございます。そして一番右側は、これら引き下げと引き上げ、それから据え置きを0としてカウントしてトータルで出した加重平均のものでございます。Aランクは加重平均の1.2%という数字になってございます。この第2表は、事業所単位で見た賃金の引き上げ率ということになります。

続いて42ページ第3表でございます。これは引き上げ率の特性値でございます。一番上、Aランクでは、第1・四分位数が1.2%でございます。この四分位数は、引き上げ率の低いものから高いほうに向かって並べ、これを4つに輪切りにして一番目に来るところ、つまり下から25%の数字になります。これが1.2%。それから、中位数ですから真ん中に来る数字、これが2.1%。第3・四分位数は3.6%でございますので、低いほうから見ると75%に位置するところということでございます。したがって、この1.2%から第3・四分位数の3.6%、この間に全体の50%が入るという数字でございます。これが引き上げ率の分布状況でございます。

続いて43ページでございますが、こちらがいわゆる第4表でございます。男女計で申し上げますと、Aランクの賃金上昇率は、左から3番目の数字でございますが、今回の改定調査では0.8%でございます。その右側に26年1.5とございますが、昨年は1.5%であったものが今回の調査では0.8%ということでございます。同じく、B、C、Dと下にございま

して、Bランクは1.0、Cランク1.0、Dランク0.9、合計で0.9という数字でございます。さらにその下は男女別に、去年の6月と今年の6月について比較をしたものが付いてございます。

先ほども申し上げましたこの第4表は、個人別、労働者ごとに見て、去年の6月と今年の6月の賃金の変動率、改定率を示したものの、それに対して先ほどの第2表のほうは、事業所単位で見た場合の引き上げ率ということでございますので、若干数字のほうは異なっております。

以下、44ページでございますが、こちらはいわゆる一般とパートに分けた数字でございます。したがって、一般・パート計は先ほどと同じ、Aランクは全体では0.8でございます。一般で申し上げますと、真ん中にございますように0.9、パートにつきましては一番下、Aランクは0.6という数字になっております。

以下、改定調査の参考として45ページ以降に事業所割合等の表を載せておりますが、こちらについては説明は割愛をさせていただきます。以上でございます。

笹島会長

ありがとうございます。ただ今2つの調査につきましてご説明いただきましたけれども、何かご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

どうぞ、福田委員。

福田委員

35ページのところですけれども、今年の6月時点の調査ということで、888円未満の方々がけっこういらっしゃるのですが、こういう方々については、是正の指導というのはもうなされているのでしょうか。

賃金課長

まず、こちらは調査ですので、基本的には調査以外の目的には使用しないということを条件にしておりますので、そこに直接、個別の監督指導をかけるという形にはしてございません。ただ、例えば状況等で、逆に調査票で問い合わせをさせていただく場合などは、現行の最低賃金はこうなっていますというお知らせはしてございますが、いただいた調査票を基には、あくまでも調査のためにだけ使用するというようにしてございます。

福田委員

最低賃金以下しか支払われないという状況については、事業所の状況ですとか、どういう理由でこういう金額なのか、そういう調査とかというのはおわかりになるのでしょうか。

賃金課長

この調査については、個別にはそういった調査項目はございませんので、私どもでは、なぜ最低賃金を下回っているかという形の把握はしてございません。ただ、いわゆる履行確保監督ということで、最低賃金を主眼とする監督指導等は実施をしております、その中では、最賃を下回る事業所の中には最低賃金が改正されることはわかってはいたけれども、賃金額その

ものをご存じなかったというところが一番多いというふうには承知をしております。

笹島会長

よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

では、私のほうから 1 点で、22 ページの基礎調査の件なのですが、実際のサンプル数と労働者数、調査事業所数とその回収数ですか、それを教えていただけますでしょうか。

賃金課長

今年度の調査につきましては、最終的には事業所数は 1,360 事業所、労働者数は 1 万 6,325 名の方でございます。事業所の回答率といいますが、回収率で申し上げますと 27.2%の回収でございます。

笹島会長

今お話しされた 1,360 は回収数ですか、それとも実施数。

賃金課長

回収をした数です。

笹島会長

回収数ですね。ありがとうございます。

ほかには何か、この調査の点でご質問等ございますでしょうか。

特にご発言がなければ、以上で本日の予定した議題は全て終わりますので、本日の審議はこれで終了させていただきたいと思っております。

なお、次回の審議会は 8 月 5 日火曜日、午後 1 時半を予定しております。当日、8 月 5 日の午前 10 時から、東京の地域最賃の審議を行っている専門部会の予備会が予定されております。その関係で、場合によっては午後 1 時半からのこの審議会の開会が遅れることもあり得ることをご承知おきいただきたいと思っております。また、今後の日程にさらなる変更が必要な場合には、事務局を通じて迅速に連絡させていただきます。

次回本審は、最低賃金額の答申のための具体的な金額につきまして審議をしていただく予定でございます。そういうことで、金額審議になりますので、率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれる恐れがあることから、運営規程によりまして審議会は非公開とさせていただきます。

本日はお疲れさまでした。傍聴人の方々はご退室お願いいたします。